

# 担い手通信 第1号

【令和4年度】  
令和4年6月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会  
(事務局) 浜松市 農業振興課



いきいきファーマーロゴマーク

○浜松市担い手育成総合支援協議会は、平成18年に認定農業者等の担い手を支援し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の具体化に向け経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として設立されました。

○浜松市内の認定農業者数は、令和4年3月末現在 **1,119** 経営体です。

(中・東・南区 106 / 西区 254 / 北区 589 / 浜北区 102 / 天竜区 57 / 国・県認定 11)

○お知り合いに認定農業者になりたい方、ご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、農業振興課の下記窓口をご紹介ください。

## ● CONTENTS ●

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 令和4年度営農リスク対策勉強会の開催について                | P 2 |
| 2. 台風等で被災された農業者の方へのお願い                   | P 2 |
| 3. 補助金を活用して農業用施設の整備や農業用機械の導入を実施した農業者の皆様へ | P 3 |
| 4. 農薬の使用や管理に注意しましょう                      | P 3 |
| 5. 有毒植物による食中毒防止の徹底について                   | P 4 |
| 6. 高齢者雇用に関心のある事業所・農家を募集します               | P 4 |
| 7. 農業者年金制度が改正されました                       | P 5 |
| 8. 農林水産情報発信 Instagram「はまのう」を開設しました       | P 6 |
| 9. 令和4年度「新規就農者経営発展セミナー」受講生募集             | P 6 |

今年も台風等の災害が危惧されています  
施設の管理や保証制度の加入など、早めの対策をしましょう！

## ● 浜松市担い手育成総合支援協議会 ●

<中・東・西・南区>	農業振興課	総務グループ	(浜松市役所内)	Tel: 053-457-2331
<北 区 >	農業振興課	北部農業グループ	(北区役所内)	Tel: 053-523-1113
<浜北区 >	農業振興課	浜北農業グループ	(浜北区役所内)	Tel: 053-585-1117
<天竜区 >	農業振興課	天竜農業グループ	(天竜区役所内)	Tel: 053-922-0030

## 1 令和4年度営農リスク対策勉強会の開催について

浜松市認定農業者協議会西支部では、農業経営を行う上での多種多様なリスクへの備えを行うことを目的として、「営農リスク対策勉強会」を開催します。近年大きな話題となっている風水害等をテーマに講義を実施予定です。

勉強会の日程や内容については、後日浜松市認定農業者協議会ホームページや担い手通信等でお知らせいたします。勉強会についてのご質問は、以下の連絡先へお願いいたします。

農林水産省ホームページには、リスク対策に活用可能なチェックリストやBCP(事業継続計画)のフォーマットが公開されています。詳細は、「2 台風等で被災された農業者の方へのお願い」をご確認ください。

問い合わせ先  
浜松市認定農業者協議会西支部事務局  
(浜松市農業振興課 担い手支援グループ)  
TEL：053-457-2331

## 2 台風等で被災された農業者の方へのお願い

台風や豪雨などの自然災害で、突風や浸水、がけ崩れ等による被害を受けた場合は、片付ける前に、被害を受けた農作物や圃場、農作物の生産・加工に必要な施設・機械などの被害状況が分かる写真を詳細に撮っておくようにしましょう。

後日、被災証明を申請する場合などに必要となります。

### 《 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCPについて 》

近年、台風や豪雨などの自然災害が多発し、農林水産関係の被害額は増加傾向にあります。また、コロナ禍や燃油高騰、物価上昇等の突発的な社会情勢の変化による様々なリスクが顕在化しています。

こうした中、農林水産省では、農業者が自然災害をはじめとする様々な経営上のリスクを把握し、確かな備えに取り組みやすくなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」のフォーマットを作成しました。

令和4年度の国の補助事業「農地利用効率化等支援交付金」では、「農業版事業継続計画（BCP）の策定」がポイント化されています。

農林水産省ホームページ（トップページ）で「農業版BCP」でキーワード検索すると、各種様式等をダウンロードできるページが表示されます。ぜひ一度ご確認ください。

### 3 補助金を活用して農業用施設の整備や農業用機械の導入を実施した農業者の皆様へ

補助金を活用して取得した農業用施設や機械等について、耐用年数等に相当する期間内において以下の行為を行った場合、補助金返還が生じる可能性があります。

- ・譲渡、交換、貸し付け、売買、又は担保に供する
- ・使用の中止又は処分
- ・その他補助金の目的に反した使用

このような行為を行う必要が生じた場合は、必ず事前にご相談いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

浜松市農業振興課 担い手支援グループ  
TEL：053-457-2331

### 4 農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する場合には、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、周辺農作物への飛散影響を防止し、住宅地に近接する生産ほ場では、周辺住民に対して事前に看板や書面等により周知に努めるなど、環境保全の確保にご協力ください。

また、盗難及び紛失を防ぎ、誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなど、適正な保管管理を行ってください。

#### 《 農薬危害防止運動 》

※静岡県では、農薬による危害の未然防止を図るため、6月1日から8月31日を運動の実施期間と定めています。下記の項目を注意して作業を行ってください。

- 1 ラベルをよく確認し、記載事項を守りましょう
- 2 有効期限の切れた農薬は、使用しないようにしましょう
- 3 無登録農薬の疑いのある資材を、使用しないようにしましょう
- 4 手袋、マスク、防除衣等の保護具を必ず着用しましょう
- 5 土壌くん蒸剤を使用する際は、被覆を行う等、揮散に注意しましょう
- 6 農薬が周囲に飛散しないよう、風向き等に十分注意しましょう
- 7 住宅地等で農薬を使用する際は、周辺住民の方に十分配慮しましょう
- 8 養蜂が行われている地域では、事前に農薬使用の情報提供をするなど危害防止対策を行いましょう
- 9 農薬は、安全な場所に保管しましょう
- 10 農薬は、他の容器（飲料用容器等）へ移し替えないようにしましょう

## 5 有毒植物による食中毒防止の徹底について

例年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生しています。令和3年もスイセン、イヌサフラン、バイケイソウ等の有毒植物の誤食による食中毒事例（事件数15件、患者数20名）が報告されています。

厚生労働省のホームページを活用するなどにより、食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう注意しましょう。

また、過去には有毒植物の苗が野菜の苗として販売されていた事例も報告されています。ご注意ください。

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・ 有毒植物による食中毒に注意しましょう

（[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yudoku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yudoku/index.html)）

- ・ 自然毒のリスクプロファイル

（[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html)）

## 6 高齢者雇用に関心のある事業所・農家を募集します

浜松市では、平成31年2月に「70歳現役都市・浜松」の共同宣言を行い、高齢者の活躍を推進しています。

令和4年4月1日からは、市役所2階に「概ね55歳以上の方」の就職を支援する窓口「シニア専用デスク」の開設し、併せて「高齢者雇用促進・就労支援事業」として個別相談会やセミナー等の様々な支援を行っています。

元気な高齢者を雇用したい、人手不足を解消したい、また週に3日だけ働いてもらいたいなどの多様な雇用ニーズがある事業所・農家の方は、ぜひ一度下記までご連絡ください。

高齢者雇用促進・就労支援事業受託者

株式会社東海道シグマ浜松支店（担当：山形、石井）

電話：053-424-5121（平日9時～5時30分）

※高齢者雇用促進・就労支援事業総合サイトはこちら →



## 7 農業者年金制度が改正されました

【平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です】

### 1 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました【令和4年1月1日から】

35歳未満で一定の要件を満たす方※は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。

#### ※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定新規就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者また直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

#### 注意点

通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が、35歳になった又は認定農業者になった等上記①～⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更又は政策支援加入の手続が必要となりますので、ご注意ください。

### 2 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります!【令和4年4月1日から】

- 農業者老齢年金 65歳以上75歳未満の間で受給時期（=裁定請求）を選択することができるようになります（裁定請求せずに75歳に達した場合は、75歳から年金を受給することになります）。
- 特例付加年金 受給要件を満たしていればいつでも受給時期（=裁定請求）を選択することができるようになります。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

### 3 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます!【令和4年5月1日から】

- 農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満に引き上げられます。（ただし、国民年金の任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります）。

#### 注意点

農業者年金の被保険者資格は、60歳に達したときに自動的に喪失するため、引き続き農業者年金に加入する場合は、再度、農業者年金の加入手続きが必要となります。

農業者年金に少しでも興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！  
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先■

浜松市 農業委員会事務局  
中、東、西、南区  
北区  
浜北、天竜区

電話：053-457-2481  
電話：053-523-3106  
電話：053-585-1118

## 8 農林水産情報発信 Instagram「はまのう」を開設しました

この度、農林水産情報発信 Instagram（インスタグラム）「はまのう」を開設しました。

運営は、農林水産部局（農業水産課、農地整備課、林業振興課、農業振興課、農地利用課）の若手有志メンバー「農林水産情報発信ワーキング」で行っています。

ワーキングでは「浜松の農林水産の魅力を発見し、つくり、届けることで市内外の多くの人をファンにする」ことをミッションに日々活動しています。

農林水産業・食の魅力を発信していきますので、アカウントのフォローをお願いします。

また、農業者の皆様には、ぜひハッシュタグに #はまのう を使用して、農業・農産物等の情報について発信をお願いいたします。

Instagram はこちらから



市ホームページでも  
投稿内容を一部紹介中です



## 9 令和4年度「新規就農者経営発展セミナー」受講生募集

西部農林事務所では、概ね就農5年以内の新規就農者、農業後継者等を対象に、「新規就農者経営発展セミナー」を開催しています。今年度は、7月～12月まで、全6回の講座を予定しており、第2回は8月5日（金）に開催予定です。途中回からの参加も可能ですので、参加を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。セミナーの詳細は、西部農林事務所のホームページをご確認ください。<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-770/index.html>

西部農林事務所生産振興課 053-458-7212